

令和5年

# 中小事業者等取引公正化推進 アクションプラン



公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていきます。

公正取引委員会は、引き続き、価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していきます。

## 下請法の執行強化

- 重点的な立入調査
- 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組
- 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

## 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

#### 公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法O&A Q20(抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請法に関する運用基準」においても同様です。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要です！



## 相談対応及び情報収集の実施

### 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番

☎ 0120-060-110【受付時間】10:00-17:00(土日祝日・年末年始を除く。)

親事業者との取引で  
困ったことがあれば、  
まずご相談を！

### 違反行為情報提供フォームの運用

中小事業者等が匿名で、買いたたきなどの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し情報を受け付けております。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>)



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission